

## 令和4年度免許法認定講習について（京都府）

### 共通的事項

必ず文書をよくお読みの上申込みをしてください。

なお、申込期限を過ぎますと受付できませんので、御注意ください。

Q 1 既に修得した単位があるが、あとどの単位を修得したらいいのか。

A 1 単位修得方法は、先ず、「関係所轄庁」にお問い合わせください。

「関係所轄庁」とは、

- ・市町（組合）立学校教員・・・市町（組合）教育委員会
- ・私立学校教員・・・学校法人（法人等の担当者）
- ・国立学校教員・・・大学長（学内の担当者）
- ・府立学校教員・・・府立学校長（学校内の担当者）

Q 2 申し込めば、必ず受講できるのか。

A 2 講座開設に当たり定員を可能な限り確保しました。しかし、申込状況によっては受講できない場合がありますので御了承ください。

Q 3 受講費用はいるのか。

A 3 受講費用は無料です。

ただし、講座により「テキスト代」や講義内容によっては、「教材実費」が必要な場合があります。詳しくは、受講決定通知の際（7月中旬予定）でお知らせします。

Q 4 受講したい講座の日程と学校行事等が重なる場合の扱いは。

A 4 たとえ公務や病気等のいかなる理由でも、講座を半日でも欠席されますと単位認定はできません。講座申込みの際には、全て出席できる場合に申し込んでください。

特別支援関係講座

Q1 平成19年4月から制度が変わり、どの科目を修得すればいいのかわかりにくいのですが。

A1 概要については、別紙資料をお読みください。

Q2 放送大学や他の大学で開講する科目でも使用できるのか。

A2 「在職年数3年以上」かつ「6単位以上」の修得で、特別支援学校免許を取得する方法を「別表第7」の方式といいます。この方式の場合は、放送大学や他大学の単位も使用可能です。

なお、修得の時期や要件に様々な規定がありますので注意してください。